

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678  
編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

### 政治活動への寄付金控除が1月施行に

Q: 個人が政治活動に関する寄付をした場合の寄付金控除について改正があるようですが、詳しく教えてください。

A: 小選挙区制度の導入で区割り法などの政治改革法が成立しましたが、そのなかで、政党への助成措置に関連して税務上の寄付金控除制度が手当されています。

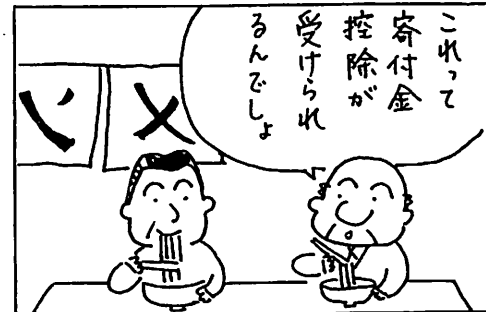
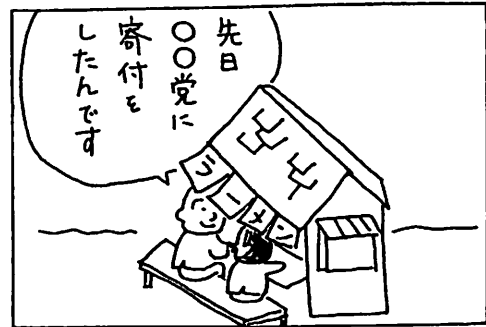
改正により今年1月からスタートする制度は、個人が政治活動に関する寄付をした場合には、その寄付のうち一定のものは特定寄付金として所得控除か税額控除の選択適用ができるというものです。

政治活動に関する寄付として支出した特定寄付金について、その合計額（総所得、譲渡所得などの合計の25%が限度）から1万円を控除した金額を所得金額から差し引くか、合計額から1万円を差し引いた額の30%を所得税額から控除できることになります。

例えば、特定寄付金が10万円とすると、 $10万円 - 1万円 = 9万円$ を所得金額から差し引くか、 $(10万円 - 1万円) \times 30\% = 2万7,000円$ を所得税額から控除するかを選択適用できるというわけです。

適用対象者はどちらを選択した方が有利か比較計算の必要があるでしょう。

なお、一連の政治改革法が成立、施行日が公布されたのを受けて、7年1月1日から12年12月31日までの間（指定期間）に支出した政治活動に関する寄付が対象となります。



弊社移転により1月9日より住所等が上記に変更いたしました。